平成 28 年(2016 年)8 月 19 日

# 埼玉県報

第 2825 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 19 日
金曜日

## 目 次

### 告示

- ○ 埼玉県朝霞地方庁舎ほか 38 施設で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- ○ 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- ○ 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- ○ 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ○ 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ○ 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ○ 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ○ 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ○ 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（飯能県土整備事務所、川越県土整備事務所１、朝霞県土整備事務所、川越県土整備事務所２）に関する入札公告（道路環境課）
- ○ 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所）に関する入札公告（道路環境課）
- ○ 所沢都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ○ 草加都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ○ 深谷都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ○ 寄居都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- ○ 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- ○ 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- ○ 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- ○ 高速液体クロマトグラフ質量分析計の調達その２に関する入札公告（水道管理課）
- ○ 県立病院の灯油（平成 28 年度８・９月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）
- ○ 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 雑報

- ○ 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病害虫防除所）
- ○ 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病害虫防除所）

# 告　示

**埼玉県告示第千三十九号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　調達内容

⑴　購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか38施設で使用する電気　予定使用電力量10,305,181キロワット時

⑵　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

⑶　供給期間

平成28年12月１日（木）から平成29年11月30日（木）まで

⑷　需要場所

埼玉県朝霞地方庁舎ほか38施設

⑸　入札方法

入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

⑶　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑷　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更正手続開始の決定を受けている者を除

く。）でないこと。

⑹　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑺　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑻　平成26年４月１日から平成28年３月31日の間に、国又は地方公共団体との、上記１⑴予定電力使用量の７割以上の電気供給契約を履行完了した実績を２件以上有する者であること。

⑼　その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県総務部管財課電気施設担当　西川　電話048-830-2613（直通）

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法

入札参加希望者に対しては、次に掲げるところにより記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で電子データを交付する（事前に電話により連絡すること。）。

ア　交付場所での交付

この公告の日から平成28年９月１日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後５時までの間に、上記⑴の交付場所において交付する。

交付場所での交付を希望する者は、記録媒体を持参すること。

イ　郵送による交付

郵送による交付を希望する者は、平成28年８月29日（月）午後５時まで（必着）に、上記⑴の交付場所に、記録媒体、返信用封筒（あらかじめ切手を貼付すること。）及び入札参加希望者の連絡先が分かるもの（名刺等）を同封の上、郵送すること。

⑶　入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下１階Ｂ０２会議室　平成28年10月４日（火）午前10時

⑷　郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当　平成28年10月３日（月）午後４時

なお、書留郵便によること。

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

⑶　入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記３⑴の提出場所に平成28年９月８日（木）午後４時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年埼玉県規則第106号）第９条の規定に該当する入札書

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無

無

⑻　支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

⑼　その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5　Summary

⑴　Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Asaka Branch Office including other 38 facilities of the premises of the Government Office (estimated kwh: 10,305,181 kwh).

⑵　Deadline for Submissions:

By registered mail: 4:00 p.m., Monday, October 3, 2016

In person: 10:00 a.m., Tuesday, October 4, 2016 (Saitama Prefectural Government Campus: Shokuin Kaikan B1F, Meeting Room B02)

⑶　Contact Information:

Public Property Management Division, Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

# 告　示

## 埼玉県告示第千四十号

　大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

　　平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

　ケーズデンキ所沢店

　埼玉県所沢市若松町八百九番二外

ロ　大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

　大規模小売店舗の設置者

　　株式会社ケーズホールディングス　代表取締役　遠藤裕之

　茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

　大規模小売店舗において小売業を行う者

　株式会社ケーズホールディングス　代表取締役　遠藤裕之

　茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ　大規模小売店舗の新設をする日

　平成二十九年四月二日

ニ　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

　三千七百十一平方メートル

ホ　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

　駐車場の位置及び収容台数

　　位置　図面省略　収容台数　一五五台

　駐輪場の位置及び収容台数

　　位置　図面省略　収容台数　一〇七台

　荷さばき施設の位置及び面積

　　位置　図面省略　面積　七二平方メートル

　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

　　位置　図面省略　容量　一四立方メートル

ヘ　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数　一か所　位置　図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト　届出年月日

平成二十八年八月一日

二　縦覧期間

平成二十八年八月十九日から平成二十八年十二月十九日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成二十八年八月十九日から平成二十八年十二月十九日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告　示

**埼玉県告示第千四十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　届出の概要等

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ　変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役　ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号　外　計百五十七者

（変更後）コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役　ケンテリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号　外　計百六十者

ハ　変更年月日

平成二十八年二月十五日外

ニ　届出年月日

平成二十八年八月二日

二　縦覧期間

平成二十八年八月十九日から平成二十八年十二月十九日まで

三　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ　意見書提出期間

平成二十八年八月十九日から平成二十八年十二月十九日まで

ロ　意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告　示

## 埼玉県告示第千四十二号

　測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

　　平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　測量計画機関
　桶川市
二　作業種類
　三級基準点測量
三　作業地域
　桶川市（一部）
四　作業期間
　平成二十八年八月二十二日から平成二十九年一月二十七日まで

## 告　示

**埼玉県告示第千四十三号**

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　測量計画機関

桶川市

二　作業種類

公共測量[数値図化（地図情報レベル二千五百）]

三　作業地域

桶川市

四　作業期間

平成二十八年八月十五日から平成二十九年三月十七日まで

## 告　示

**埼玉県告示第千四十四号**

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　測量計画機関

鳩山町

二　作業種類

公共測量（都市計画基本図修正業務委託）

三　作業地域

鳩山町

四　作業期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十九年三月三十一日まで

# 告　示

## 埼玉県告示第千四十五号

測量計画機関である鳩山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　測量計画機関

鳩山町

二　作業種類

公共測量（出来形確認測量、基準点測量）

三　作業地域

鳩山町大字今宿・赤沼地内

四　作業期間

平成二十八年八月八日から平成二十九年三月二十四日まで

# 告　示

**埼玉県告示第千四十六号**

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　測量計画機関
　三芳町
二　作業種類
　公共測量（空中写真撮影）
三　作業地域
　三芳町全域
四　作業期間
　平成二十八年八月十五日から平成二十九年三月三日まで

# 告　示

## 埼玉県告示第千四十七号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　調達内容

⑴から⑷までについて、それぞれ個別に入札を行うものとする。

⑴　案件１

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（飯能県土整備事務所）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年７月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

埼玉県飯能県土整備事務所管内（飯能市、入間市、坂戸市、鶴ケ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び同郡越生町地内外）

オ　入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

⑵　案件２

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所①）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年５月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

川越市、富士見市及びふじみ野市地内外

オ　入札方法

上記１⑴オに同じ。

⑶　案件３

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（朝霞県土整備事務所）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年５月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

埼玉県朝霞県土整備事務所管内（朝霞市、志木市、和光市及び新座市地内外）

オ　入札方法

上記１⑴オに同じ。

⑷　案件４

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（川越県土整備事務所②）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年５月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

所沢市、狭山市及び入間郡三芳町地内外

オ　入札方法

上記１⑴オに同じ。

２　競争入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単体企業又は第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者のうちの代表者であって、それぞれ次に掲げる要件を

備えたものとする。

⑴　単体企業に関する要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　次の(ｱ)及び(ｲ)の要件をいずれも満たす者であること。

(ｱ)　平成27・28年度物品等競争入札参加資格者名簿の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「その他機械器具」に登載され、業種「賃貸」にＡ等級で格付けされた者であること。

(ｲ)　平成27・28年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種「電気工事業」にＡ等級の格付けで登載された者又は電気工事業について、開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営事項審査を受け、その総合評定値が825点以上の者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年４月１日施行）第４のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

ウ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

エ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

オ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りではない。

カ　納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

キ　上記１⑴から⑷までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札に

おいて第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

ク　平成18年４月１日から公告日までの間に次の(ｱ)及び(ｲ)の実績を有する者であること。

(ｱ)　国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第１条に規定する法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（県が出資する指定出資法人を含む。以下同じ。）と道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績

(ｲ)　国又は地方公共団体と道路に設置する照明灯の賃貸借契約又は第三者賃貸方式の第三者として賃貸借契約を締結した実績

⑵　第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者に関する要件

ア　二者それぞれが上記⑴ア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ　二者のうち代表者となる者は、上記⑴イ(ｲ)及びカの要件をいずれも満たしていること。

ウ　二者のうち代表者ではない者は、上記⑴イ(ｱ)の要件を満たしていること。

エ　二者のうち代表者となる者は、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

オ　上記１⑴から⑷までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札において二以上の第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

カ　二者のうち代表者となる者は、国又は地方公共団体と平成18年４月１日から公告日までの間に道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

キ　二者のうち代表者ではない者は、国又は地方公共団体と平成18年４月１日から公告日までの間に物品の賃貸借契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

３　入札書の提出場所等

⑴　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県県土整備部道路環境課　交通事故緊急対策担当　奥重、三代　電話048-830-5098（直通）

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法

ア　「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ　紙媒体による場合

上記⑴の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

⑶　入札書受付期間

ア　「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月６日（木）午前10時まで

イ　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ｱ)　郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月５日（水）午後５時まで

なお、書留郵便によること。

(ｲ)　持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月５日（水）午後５時まで

⑷　開札の場所及び日時

ア　案件１

埼玉県県土整備部道路環境課　平成28年10月６日（木）午後１時15分

イ　案件２

埼玉県県土整備部道路環境課　平成28年10月６日（木）午後１時30分

ウ　案件３

埼玉県県土整備部道路環境課　平成28年10月６日（木）午後１時45分

エ　案件４

埼玉県県土整備部道路環境課　平成28年10月６日（木）午後２時

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

⑶　入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年９月15日（木）午後５時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア　「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ　紙媒体の書類を上記３⑴の提出場所に郵送し、又は持参する。

⑷　入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年埼玉県規則第106号）第９条の規定に該当する入札書

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、上記１⑴から⑷までの案件１、案件２、案件３及び案件４の順に開札し、案件１の落札者（第三者賃貸方式による場合の当事者を含む。以下同じ。）による案件２、案件３及び案件４への入札、案件２の落札者による案件３及び案件４への入札並びに案件３の落札者による案件４への入札は、それぞれ無効とする。

⑺　手続における交渉の有無

無

⑻　競争入札参加資格の付与

上記２⑴イ㈦及び２⑵ウに定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年９月５日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　電話048－830-5775（直通））へ提出すること。

⑼　支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

⑽ 入札に参加する者の数が一者であっても、入札を執行する。

⑾ その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

⑴ Nature of Services Required:

Lease of LED road lighting for the Saitama Prefectural Government (Hanno Land Development Office, Kawagoe Land Development Office①, Asaka Land Development Office, Kawagoe Land Development Office②)

⑵ Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 10:00 a.m, October 6, 2016

By registered mail or in person; 5:00 p.m, October 5, 2016

⑶ Contact Information:

Road Environment Management Division, Department of Land Development, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5098

# 告　示

**埼玉県告示第千四十八号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　調達内容

⑴から⑶までについて、それぞれ個別に入札を行うものとする。

⑴　案件１

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（東松山県土整備事務所）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年７月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

埼玉県東松山県土整備事務所管内（東松山市、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町及び秩父郡東秩父村地内外）

オ　入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

⑵　案件２

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（秩父県土整備事務所）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年５月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、

当該契約を解除する。

エ　履行場所

埼玉県秩父県土整備事務所管内（秩父市、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀞町及び同郡小鹿野町地内外）

オ　入札方法

上記１⑴オに同じ。

⑶　案件３

ア　購入等件名及び数量

埼玉県ＬＥＤ道路照明灯機器賃貸借（本庄県土整備事務所）　一式

イ　調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ　履行期間

契約締結の日から平成39年３月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において､歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ　履行場所

埼玉県本庄県土整備事務所管内（本庄市、児玉郡美里町、同郡神川町及び同郡上里町地内外）

オ　入札方法

上記１⑴オに同じ。

２　競争入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単体企業又は第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者のうちの代表者であって、それぞれ次に掲げる要件を備えたものとする。

⑴　単体企業に関する要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

イ　次の(ｱ)及び(ｲ)の要件をいずれも満たす者であること。

(ｱ)　平成27・28年度物品等競争入札参加資格者名簿の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「その他機械器具」に登載され、業種「賃貸」にＡ等級で格付けされた者であること。

(ｲ)　平成27・28年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種「電気工事業」にＡ等級の格付けで登載された者又は電気工事業について、開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法

（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項の規定による経営事項審査を受け、その総合評定値が825点以上の者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領(平成27年４月１日施行)第４のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

ウ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年３月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

エ　本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年４月１日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

オ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りでない。

カ　納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

キ　上記１⑴から⑶までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札において第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

ク　平成18年４月１日から公告日までの間に次の(ｱ)及び(ｲ)の実績をいずれも有する者であること。

(ｱ)　国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第１条に規定する法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（県が出資する指定出資法人を含む。以下同じ。）と道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績

(ｲ)　国又は地方公共団体と道路に設置する照明灯の賃貸借契約又は第三者賃貸方式の第三者として賃貸借契約を締結した実績

⑵　第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者に関する要件

ア　二者それぞれが上記⑴ア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ　二者のうち代表者となる者は、上記⑴イ⑷及びカの要件をいずれも満たしていること。

ウ　二者のうち代表者ではない者は、上記⑴イ⑺の要件を満たしていること。

エ　二者のうち代表者となる者は、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

オ　上記１⑴から⑶までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札において二以上の第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

カ　二者のうち代表者となる者は、国又は地方公共団体と平成18年４月１日から公告日までの間に道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

キ　二者のうち代表者ではない者は、国又は地方公共団体と平成18年４月１日から公告日までの間に物品の賃貸借契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

３　入札書の提出場所等

⑴　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県県土整備部道路環境課　交通事故緊急対策担当　奥重、三代　電話048-830-5098（直通）

⑵　入札説明書及び仕様書の交付方法

ア　「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ　紙媒体による場合

上記⑴の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

⑶　入札書受付期間

ア　「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月６日（木）午前10時まで

イ　紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

⑺　郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月５日（水）午後５時まで

なお、書留郵便によること。

(ｲ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月５日（水）午後５時まで

⑷ 開札の場所及び日時

ア 案件１

埼玉県県土整備部道路環境課 平成28年10月６日（木）午前10時30分

イ 案件２

埼玉県県土整備部道路環境課 平成28年10月６日（木）午前10時45分

ウ 案件３

埼玉県県土整備部道路環境課 平成28年10月６日（木）午前11時

４ その他

⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵ 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

⑶ 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年９月15日（木）午後５時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記３⑴の提出場所に郵送し、又は持参する。

⑷ 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年埼玉県規則第106号）第９条の規定に該当する入札書

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、上記１⑴から⑶までの案件１、案件２及び案件３の順に開札し、案件１の落札者（第三者賃貸方式による場合の当事者を含む。以下同じ。）による案件２及び案件３への入札並びに案件２の落札者による案件３への入札は、それぞれ無効とする。

⑺　手続における交渉の有無

無

⑻　競争入札参加資格の付与

上記２⑴イ(ｱ)及び２⑵ウに定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年９月５日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

⑼　支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

⑽　入札に参加する者の数が一者であっても、入札を執行する。

⑾　その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

５　Summary

⑴　Nature of Services Required:

Lease of LED road lighting for the Saitama Prefectural Government (Higashimatsuyama Land Development Office, Chichibu Land Development Office, Honjo Land Development Office)

⑵　Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 10:00 a.m, October 6, 2016

By registered mail or in person;　5:00 p.m, October 5, 2016

⑶　Contact Information:

Road Environment Management Division, Department of Land Development, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301
Tel. 048-830-5098

# 告示

## 埼玉県告示第千四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話　〇四八―八三〇―五三四一

ロ　当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

別記一

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名 | 都市計画の種類及び名称 | 公聴会 | | 公述申出書 | | 都市計画の構想 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 期日及び時間 | 場所 | 提出期間 | 提出先 | 閲覧期間 | 閲覧場所 |
| 一 | 所沢 | 所沢市 | 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「区域区分」 | 平成二十八年九月十七日午後二時三十分から | 所沢市生涯学習推進センター学習室二〇一 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、所沢市都市計画課 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、所沢市都市計画課 |

別記二

# 公　述　申　出　書

平成　　年　　月　　日付け埼玉県報に登載された　　　都市計画
　　　　　　　　　　の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成　　年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

年　齢

職　業

意見の要旨及びその理由　　　　　　　　　別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
（１）４００字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
（２）楷書で、横書きにしてください。

# 告　示

## 埼玉県告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話　〇四八―八三〇―五三四一

ロ　当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

別記一

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名 | 都市計画の種類及び名称 | 公聴会 | | 公述申出書 | | 都市計画の構想 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 期日及び時間 | 場所 | 提出期間 | 提出先 | 閲覧期間 | 閲覧場所 |
| 一 | 草加 | 草加市<br>八潮市<br>三郷市 | 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」<br>「区域区分」 | 平成二十八年九月二十七日午前十時三十分から | 三郷市役所七階大会議室 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、草加市都市計画課、八潮市都市計画課、三郷市都市デザイン課 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市計画課、八潮市都市計画課、三郷市都市デザイン課 |

別記二

# 公　述　申　出　書

平成　　年　　月　　日付け埼玉県報に登載された　　　都市計画
　　　　　　　　　の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成　　年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

年　齢

職　業

意見の要旨及びその理由　　　　　　　　　別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
（１）４００字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
（２）楷書で、横書きにしてください。

# 告示

## 埼玉県告示第千五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話　〇四八―八三〇―五三四一

ロ　当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

別記一

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名 | 都市計画の種類及び名称 | 公聴会 | | 公述申出書 | | 都市計画の構想 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 期日及び時間 | 場所 | 提出期間 | 提出先 | 閲覧期間 | 閲覧場所 |
| 一 | 深谷 | 深谷市 | 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「区域区分」 | 平成二十八年九月十五日午前十時から | 深谷市深谷公民館大会議室 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、深谷市都市計画課 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市計画課 |

別記二

# 公　述　申　出　書

平成　　年　　月　　日付け埼玉県報に登載された　　　都市計画
　　　　　　　　　　の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成　　年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

年　齢

職　業

意見の要旨及びその理由　　　　　　　　　別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
（１）４００字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
（２）楷書で、横書きにしてください。

# 告　示

## 埼玉県告示第千五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話　〇四八―八三〇―五三四一

ロ　当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

別記一

| 番号 | 都市計画区域名 | 市町村名 | 都市計画の種類及び名称 | 公聴会 | | 公述申出書 | | 都市計画の構想 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 期日及び時間 | 場所 | 提出期間 | 提出先 | 閲覧期間 | 閲覧場所 |
| 一 | 寄居 | 寄居町<br>深谷市 | 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 | 平成二十八年九月十日午前十時から | 深谷市花園公民館大会議室 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、寄居町都市計画課、深谷市都市計画課 | 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二日まで | 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課、深谷市都市計画課 |

別記二

# 公　述　申　出　書

平成　　年　　月　　日付け埼玉県報に登載された　　　都市計画
　　　　　　　　　　の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成　　年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話番号）

年　齢

職　業

意見の要旨及びその理由　　　　　　　　　別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
（１）４００字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
（２）楷書で、横書きにしてください。

# 告示

## 埼玉県告示第千五十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県日高市南平沢千二百六十番地一

有限会社ヤマゼン

二　取消年月日

平成二十八年八月十六日

# 告示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長　大　槻　淳　一

一　許可番号
平成二十八年二月二十二日
指令川建セ第二七〇〇八八〇号

二　検査済証番号
平成二十八年八月十五日
川建セ第二八〇〇二二号

三　開発区域に含まれる地域の名称
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字久保前四百十四番

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県比企郡滑川町大字月輪九百八十七番地一シャロームＦ一〇二
髙田　勇輝

# 告　示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長　大　槻　淳　一

一　許可番号
平成二十八年一月二十一日
指令川建セ第二七〇〇七五〇号

二　検査済証番号
平成二十八年八月十六日
川建セ第二八〇〇二四号

三　開発区域に含まれる地域の名称
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西谷ツ千三百五十六番四、千三百五十六番十三、千三百五十六番十四

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
埼玉県熊谷市船木台三丁目八番地三　リバーサイド船木台二〇二号
宇田川　祐一

# 告　示

**埼玉県公営企業告示第四十二号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県公営企業管理者　奥　野　　立

1　調達内容

（１）購入等件名及び数量

高速液体クロマトグラフ質量分析計の購入その２　３台

（２）調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（３）納入期限

平成 29 年 1 月 27 日（金）

（４）納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県吉見浄水場

（５）入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争入札参加資格

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 26 年埼玉県告示第 1096 号）に基づき、営業区分「物品の販売」のＡ等級に格付された者であること。

（３）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

（４）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

3　入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式１）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の

確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

（１）提出期限

平成 28 年９月 27 日（火）午後５時（必着）

（２）提出方法

ア　システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を３（３）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ　紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

３（３）に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

（３）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（４）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、３（３）に定める機関に連絡すること。

（５）確認結果通知

確認結果の通知は、平成 28 年 10 月５日（水）までにシステム又は郵送により通知する。

４　仕様書等に関する質問及び回答

（１）提出先及び方法

３（３）に定める機関に質問書（別添様式２）を提出する。

（２）受付期限

平成 28 年８月 24 日（水）午後５時（必着）

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 28 年９月５日（月）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

５　提案品の受付及び結果通知

（１）仕様書に示す例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、当該物品による入札を希望する場合は、次のとおり、提案品協議書（様式第３号）にカタログ等を添付して郵送又はファクシミリにより、提出すること。

ア　受付期間

平成28年9月6日（火）午前9時から平成28年9月8日（木）午後4時まで（県の休日及び平日の午後5時から午前9時までを除く。）

イ　提出先

３（３）に定める機関

（２）提案の結果、採用となった銘柄がある場合は、その結果通知を次のとおり掲示して行う。

ア　結果通知日時

平成28年9月15日（木）午後4時

イ　掲示場所

情報公開システムの本案件の発注図書ファイル

6　入札書の提出場所等

（１）入札書受付期間

平成28年10月6日（木）から平成28年10月11日（火）午後5時

（２）提出方法

ア　システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ　紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

６（３）に定める機関に入札書（別添様式４）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

（３）紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（４）　開札の場所及び日時

ア　開札場所

埼玉県職員会館２階　埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ　開札日時

平成28年10月12日(水)午前10時00分

7　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札者は見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第５号、以下「財務規程」という。）第 123 条第２項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ　契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第２項の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

（３）　入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 28 年９月 27 日（火）午後５時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ　入札者は、６「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

（４）　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ　財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第９条の規定に該当する入札

（５）　契約書作成の要否

要

（６）　落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（７）　手続における交渉の有無

無

（８）　競争入札参加資格の付与

２（２）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目 15 番１号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

（９）　支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

（10）　その他詳細は、入札説明書による。

８　Summary

（１）Nature of Services Required:

Purchase of three sets of Liquid Chromatograph Mass Spectrometers

（２）Delivery destinations:

Okubo, Showa, and Yoshimi Water Filtration Plants

（３）Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on September 27, 2016

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on September 27, 2016)

（４）Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on October 11, 2016

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on October 11, 2016)

（５）Other Information

Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).

（６）Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告示

**埼玉県病院事業告示第四十一号**

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県病院事業管理者　名和　肇

1　購入等件名及び数量

灯油　JIS　１号　193,200リットル

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(3)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地２

3　落札者を決定した日

平成 28 年７月 26 日

4　落札者の氏名及び住所

佐藤興産株式会社

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町２丁目 44 番地

5　落札金額

42.55 円（１リットル当たり単価）

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

平成 28 年７月１日

# 告　示

## 埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県教育委員会委員長　髙　木　康　夫

一　日時

平成二十八年八月二十五日　午前十時

二　場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三　議題

イ　県議会平成二十八年九月定例会提出予定案件について

ロ　埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ハ　その他

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県病害虫防除所長　須　永　真理子

平成２８年６月分

| 肥料の種類等 | 保証票添付者 | 肥料の名称 | 検査の概要 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 分析結果 | | 保証票の検査 | その他の検査 | |
| | | | 項目 | 指摘事項 | | | |
| 指定配合肥料 | アグリ技研株式会社 | ＳＡＹＵ７４ | 主成分－ＴＮ、ＴＰ | | | | |

注１　分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料１点について検査した結果である。

２　分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

３　主成分の略号は、次のとおりである。

ＴＮ－窒素全量、ＴＰ－りん酸全量

４　検査の概要について、指摘事項がない場合は空欄とする。

# 雑　報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十八年八月十九日

埼玉県病害虫防除所長　須　永　真理子

平成２８年６月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者 | 届出名（及び商品名） | 検　査　の　結　果 | | | | | | | | | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ＴＮ (%) | ＴＰ (%) | ＴＫ (%) | ＴCu (mg/kg) | ＴZn (mg/kg) | ＴCa (%) | Ｃ／Ｎ | 水分 (%) | その他の検査 | |
| たい肥 | 有限会社加藤牧場 | 醗酵牛糞 | 0.8 | 0.8 | 1.2 | 12 | 78 | 1.6 | 17.4 | 61.4 | | |
| | 有限会社グリーン開発 | リーフ堆肥 | 0.9 | 0.3 | 0.3 | 15 | 58 | 2.3 | 18.9 | 54.3 | | |
| | 株式会社愛鶏園 | 愛鶏園のみのり有機 | 3.2 | 4.4 | 2.6 | 33 | 386 | 15.6 | 6.1 | 16.7 | | |
| | 深谷市 | 腐葉土 | 0.5 | 0.1 | 0.0 | 5 | 29 | 1.2 | 18.5 | 71.6 | | |
| | 川越市 | 肥え土 | 0.3 | 0.1 | 0.1 | 3 | 15 | 0.6 | 53.1 | 65.1 | | |

備考：１　分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。
ＴＮ－窒素全量、ＴＰ－りん酸全量、ＴＫ－加里全量、ＴCu－銅全量、ＴZn－亜鉛全量、ＴCa－石灰全量、Ｃ／Ｎ－炭素窒素比、水分－水分含有量
２　分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。